平成２９年（フ）第４８０５号
大阪府寝屋川市高柳３丁目12番28号(102号)、前住所大阪府守口市大久保町１丁目35番２号
債務者　立花　章裕
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８０９号
大阪府守口市東光町１丁目１番１―401号
債務者　林　美代子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１３８号
大阪市都島区網島町13―２―508、住民票上の住所大阪市鶴見区鶴見３丁目12番32―402号
債務者　髙橋　尚子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１８０号
大阪府吹田市千里山西２丁目９番５号(302)、前住所大阪府吹田市豊津町10番７―603号
債務者　スナック　ピロンこと　山下　宮子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２７２号
大阪府東大阪市長田中１丁目３番25―302号、前住所大阪府東大阪市長田中１丁目４番35―804号
債務者　稲田　隆子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２７７号
大阪府豊中市島江町２丁目８番11号
債務者　野中　　修
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２７９号
大阪府茨木市総持寺２丁目15番３―403号
債務者　大賀　由佳（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３２６号
大阪市西区西本町２丁目５番23―711号
債務者　佐々木恵美（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３４２号
大阪府摂津市三島２丁目４番８号　メルベーユ摂津７号
債務者　井野　隆行
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５号
兵庫県西脇市小坂町川原37―14　ビレッジハウス小坂１号棟102号室、住民票上の住所兵庫県多可郡多可町中区中村町202番地６
債務者　藤原　政代
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第６６号
兵庫県多可郡多可町中区森本66番地１
債務者　藤原　伸也
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２２９号
香川県小豆郡土庄町淵崎甲1901番地１
債務者　加納　廣子（旧姓八木）
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６６号
長崎県島原市南柏野町2896番地
債務者　森川久美子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
北海道紋別郡西興部村字西興部298番地１
公営住宅109号
債務者　横石　幸子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後１時30分
旭川地方裁判所紋別支部

平成２９年（フ）第２９号
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字天間31番地、旧住所愛知県愛知郡長久手町杁ケ池1302番地　ポニーヒル長久手Ａ棟301号
債務者　木藤　明男
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午前11時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第７９８４号
東京都中野区本町２丁目６－４－103
債務者　渡邊　博章
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月８日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８００８号
東京都江戸川区大杉４丁目８―17―302、前住所千葉県市川市本北方１丁目27―10　エスポワール１号
債務者　相馬　要一
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月８日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部